第十六項の表第二百六十一条第一号の項	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
	一般株式等に係る課税譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	第三十七条の十一第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する
第十六項の表第二百六十六条の項	一般株式等に係る課税譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	第三十七条の十一第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する
第十七項	第三十七条の十一第一項に	第三十七条の十二第一項に
	一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得

7　第二十五条の八第十五項から第十八項までの規定は、法第三十七条の十二第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十五条の八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五項の表第五十一条第二項の項	第三十七条の十一第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第三項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する
	一般株式等の譲渡による事業所得を	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（以下「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）を
	当該一般株式等の譲渡による事業所得	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（この節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額とされる金額の基因となるものに限る。）
	当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得についてこの節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額とされる
	同項に規定する一般株式等の譲渡に係る事業所得の	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得についてこの節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額とされる
第十五項の表第五十一条第四項の項	租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡による雑所得	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得
	当該一般株式等の譲渡による雑所得	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（この節の規定に準じて計算した場合に雑所得の金額とされる金額の基因となるものに限る。）

第十五項の表第百二十一条第四項の項	同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る雑所得の	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得についてこの節の規定に準じて計算した場合に雑所得の金額とされる
	当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得についてこの節の規定に準じて計算した場合に雑所得の金額とされる
	第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	第三十七条の十二第三項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する
	規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等	規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得
	以下「一般株式等に係る課税譲渡所得等	同条第八項において準用する同法第三十七条の十第六項第五号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される第七十二条（雑損控除）、第七十八条（寄附金控除）、第八十二条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
	同項	同法第三十七条の十二第三項
	及び一般株式等に係る課税譲渡所得等	及び上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
第十五項の表第百二十条第一項の項	第三十七条の十第一項	第三十七条の十二第三項
	一般株式等に係る譲渡所得等の課税	恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
	一般株式等に係る課税譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
第十五項の表第百二十一条第一項及び第三項の項	一般株式等に係る課税譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る課税国内源泉所得
第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで並びに第百二十七条第一項の項、第二項及び第百五十九条第二項、第百五十五条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵の項及び第二百三十二条の項	一般株式等に係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得